

宇都宮市福祉有償運送運営協議会設置要綱

(目的)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づき、福祉有償運送の適正な運営の確保を通じ、宇都宮市の住民の福祉の向上又は交通空白地域の解消を図り、公共の福祉の増進を図るため、福祉有償運送の必要性、これを行う場合における旅客から收受する対価その他福祉有償運送の適正な運営の確保のために必要となる事項を協議するため、宇都宮市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 法第79条の規定に基づき、福祉有償運送の登録（法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。）を申請する場合における運送の必要性、旅客から收受する対価に関する事項
- (2) 法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関する事項
- (3) 協議会の運営方法、福祉有償運送のサービス内容その他福祉有償運送に関し協議会が必要と認める事項

(協議会の構成員)

第3条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 協議会の委員（以下「委員」という）の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 宇都宮市長が指名する職員
 - (2) 宇都宮市を営業区域に含む一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
 - (3) 宇都宮市に現在する住民又は福祉有償運送の利用が想定される者
 - (4) 関東運輸局長若しくは栃木運輸支局長又はその指名する職員
 - (5) 栃木県知事が指名する職員
 - (6) 関係する一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
 - (7) 宇都宮市において現に福祉有償運送を行っている団体
 - (8) その他市長が必要と認める者

(協議会の運営)

- 第4条 協議会に会長及び副会長をおき、委員の互選によりこれを決定する。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
 - 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある場合には、その職務を代理する。
 - 4 協議会は会長が招集し、その議長となる。
 - 5 会議は、過半数の委員が出席しなければ、開くことができない。
 - 6 協議会の議決の方法は、多数決とし、可否同数の場合には会長が決定するものとする。
 - 7 協議会は、必要と認めたときは、委員以外のものに会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
 - 8 協議会の構成員は、地域福祉の向上、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保し、もって地域福祉の向上に資するため、誠意を持って責任ある議論を行うよう努めるものとする。
 - 9 協議会は原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱いについては十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。
 - 10 協議会の庶務は、宇都宮市保健福祉総務課において処理する。
 - 11 議決等の経過に関する記録を作成し、その概要を公表するものとする。

(書面議決)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の場合については、書面による議決を行うことができるものとする。

- (1) 地震、風水害、火災など大規模な災害が発生し、委員の招集が困難な場合
- (2) 法第79条の6第1項に定める有効期間の更新の登録に関する事項についてであり、対価及び運送の区域について、前回の協議の際と変更がない場合（但し、運転手の年齢が70歳を超える場合及び運転手に事故歴又は違反歴がある場合を除く）
- (3) (1)及び(2)のほか協議内容が軽微なものであって、会長が書面によることが適當と認める場合

(守秘義務)

第6条 協議会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(協議結果の取扱い)

第7条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

2 協議会において協議が調った場合には、申請者は速やかに関係運輸支局等へ申請を行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この要綱は平成27年 4月1日から適用する。

この要綱は平成28年 4月1日から適用する。